

実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の一部を改正する件について（通知）

環自総発第1308306号

平成25年8月30日

環境省自然環境局長から 各都道府県知事
・指定都市・中核市の長あて

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第79号)等の施行に伴い、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の一部を改正する件」が別添のとおり平成25年8月30日環境省告示第84号として告示され、平成25年9月1日から適用されることとなったので通知する。

については、実験動物の飼養及び保管等を行う貴管下の試験研究機関等に対する周知に格段の御配慮をお願いする。